

平成21年度地区獣医師会連合会会長会議の会議概要

I 日 時：平成22年2月18日(木) 14:00～17:00

II 場 所：日本獣医師会・会議室

III 出席者：

【会 長】 山根義久

【副 会 長】 藏内勇夫, 中川秀樹

【専務理事】 大森伸男

【地区獣医師会連合会会長・副会長】

北海道地区：波岸裕光 (北海道獣医師会会長)

東北地区：山内正孝 (東北獣医師会連合会会長・青森県獣医師会会長)

砂原和文 (東北獣医師会連合会副会長・秋田県獣医師会会長)

関東地区：桑島 功 (関東地区獣医師会連合会会長・千葉県獣医師会会長)

岩上一紘 (関東地区獣医師会連合会副会長・栃木県獣医師会会長)

東京地区：村中志朗 (東京都獣医師会会長)

廣嶋 実 (東京都獣医師会副会長)

中部地区：角井正樹 (中部獣医師会連合会会長・愛知県獣医師会会長)

宮澤 宏 (中部獣医師会連合会副会長・長野県獣医師会会長)

近畿地区：玉井公宏 (近畿地区連合獣医師会会長・和歌山県獣医師会会長)

山本博起 (近畿地区連合獣医師会副会長・大阪市獣医師会会長)

中国地区：今井裕三 (中国地区獣医師会連合会会長・鳥根県獣医師会会長)

唐木茂樹 (中国地区獣医師会連合会副会長・岡山県獣医師会会長)

四国地区：湊 惠 (四国地区連合獣医師会会長・香川県獣医師会会長)

九州地区：梅崎信孝 (九州地区獣医師会連合会副会長・佐賀県獣医師会会長)

IV 議 事：

1 新公益法人制度移行に向けての対応の件

(1) 獣医師会組織の基盤強化対策の推進

(2) 日本動物保護管理協会の吸収合併

(3) 日本獣医師会の学会及び地区獣医師会(連合会)単位で行う地区学会事業(地区獣医師大会事業を含む。)の運営等

(4) 新公益法人制度移行に向けての検討の指針

(5) 新公益法人制度移行に向けての日本獣医師会の対応

(6) 特例社団・財団法人の移行認定・許可の申請・処分状況

2 平成21年度地区獣医師大会決議・要望事項等に対する対応の件

3 平成22年度以降の学会年次大会開催計画の件

V 会議概要：

【会長挨拶】

山根会長から大要次の挨拶があった。

(1) 昨年開催された各地区での大会、学会、1月に開催された学会年次大会(宮崎)では、各地区の獣医師会関係各位のご協力をいただき感謝する。また、昨年10月3日に地区獣医師会連合会、地方獣医師会の協力を得て開催した「動物感謝デー in Japan」では、当日あいにくの天候にもかかわらず、一般市民をはじめ関係者多数の参加をいただいたことにあらためて御礼申し上げる。今後とも皆様のさらなる協力をお願いしたい。

(2) この一年を振り返ったとき、9月の政権交代以降獣医師をめぐる環境にも様々な変化が見られた。農林水産省獣医事審議会計画部会においては、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針について、既に最終取りまとめに入っていたにもかかわらず、検討の中断を余儀なくされた。一方、文部科学省の獣医学教育改善に関する調査・研究協力者会議も検討が一時中断した。このいずれについても、ようやく検討再開の目途が立ったところだが、今後とも注視する必要がある。

(3) 獣医師会の組織・財政の基盤となる組織率の向上については、引き続き各地方獣医師会の協力が必要であるが、本会としても、地方獣医師会との情報交換を密にしてさらなる努力を続けていきたい。

(4) 本日の協議内容は各地区に持ち帰って必ず関係者に伝達するなど、本会議の役割を十分果たしていただきたい。今後も獣医師会の運営について理解と支援をお願いしたい。

【座長就任】

続いて、山根会長が座長に就任し、次のとおり会議が行われた。

【議 事】

1 新公益法人制度移行に向けての対応の件

(1) 獣医師会組織の基盤強化対策の推進

- ア 大森専務理事から、以下について説明された。
- (ア) 昨年10月2日開催の平成21年度全国獣医師会会長会議において、組織基盤強化に向けての対策の方向を協議し、各地方獣医師会における会員加入増強による組織基盤強化の必要性を共有し、以下の内容等について地方獣医師会に通知したところである。
- a 国家資格者としての獣医師専門職については、公益活動参加の責務を有すること、獣医師会はその発揮の場であることについて、改めて獣医師の意識改革を行われたい。
- b 前記の意識改革は、通知において示したとおり、特に動物診療施設の開設者獣医師及び動物診療施設の勤務獣医師のうち獣医師会未加入者、並びに国・自治体勤務の公務員獣医師及び農業団体・大学・民間企業等の勤務獣医師のうち獣医師会未加入者について徹底を期していただきたい。
- c 会員資格（入会条件）については、不当な条件を付することのないよう入会門戸オープン原則に即し対応願いたい。
- d 組織率の低下がみられる地方獣医師会においては、組織率90%を目標とされたい。
- イ 以上、説明された内容について、質問等なく了承された。

(2) 日本動物保護管理協会の吸収合併

- ア 大森専務理事から以下について説明された。
- (ア) 本会と日本動物保護管理協会（以下、「動管協」という。）の合併については、平成21年11月27日付けで農林水産省及び環境省により合併が認可され、現在債権者保護手続き中である。
- (イ) 現在のところ、特段支障なく順調に手続きが進行中であり、予定通り平成22年4月1日付けで登記完了の見込みである。登記完了後、遅滞なく農林水産省及び環境省に対して「合併登記完了届出書」を提出する。
- (ウ) 登記日において、動管協の資産及び負債その他の権利義務を本会が承継する。
- (エ) 合併後、本会に新たに動物福祉・愛護担当職域理事を選任する。役員選任管理委員会からの候補者推薦依頼、役員候補者の公示を経て第67回通常総会において選任としたい。
- (オ) 本会及び動管協会員各位におかれては、これまで同様に各地域において、また、本会において、引き続き動物の福祉及び愛護に関する諸活動の一層の推進にご協力・ご尽力賜りたい。

(カ) 動管協正会員のうち、本会会員ではない10団体に対しては、今後、本会賛助会員として入会いただくよう働きかけを行っているところであり、関係する地方獣医師会の協力をお願いしたい。

(キ) 合併後の日本獣医師会会費については、考え方については既に昨年4月に通知し理解をいただいていたところである。今後、現行の本会の均等割会費に「合併事業対応相当額」として動管協の会費額を加算することとさせていただくこととなるが、加算額については、合併による事務の効率化を勘案して動管協の現行の会費の額を減額した額としたい。

イ 以上、説明された内容については、質問等なく了承された。

(3) 日本獣医師会の学会及び地区獣医師会（連合会）単位で行う地区学会事業（地区獣医師大会事業を含む。）の運営等

ア 大森専務理事から今後における日本獣医師会学会と地区学会（地区獣医師大会事業を含む。）の組織及び事業運営の考え方について説明された。

(ア) 今回の組織及び事業運営の見直しの背景

a 日本学術会議の登録学術団体制度が廃止されたことに伴い、学会や地区学会の運営等の二重構造化（学会の組織、事業及び会計・経理の日本獣医師会との二元化）を是正する環境が整った。

b 学会や地区学会の組織と事業の運営は公益目的事業としての位置付けが求められる。学会は本会が行う学会事業として、また地区学会については地方獣医師会が行う地区学会事業として明確化した上で、それぞれ公益目的事業としての要件を整備することが求められる。

(イ) 本件に係る検討の経過

a 本件については、本会の学術・教育・研究委員会での検討、学会正副会長会、学会合同理事会、学会合同定期総会、本会理事会、全国獣医師会会長会議、地区連合獣医師会会長会議等様々な場面で協議検討が続けられてきた。

b 平成21年8月には、中間とりまとめを地方獣医師会会長に通知し、獣医学術地区学会の運営の在り方等と併せて地方獣医師会から意見を聴取した。

(ウ) 組織及び事業運営の見直しのポイント

a 今回の見直しの基本的考え方は、現状の運営実態に合わせ、公益目的事業としての明確化を図るために規定を整理するものであり、学会の運営、在り方そのものを変えるものではない。

b 日本獣医師会の「学会」については、現状は任意団体のような位置づけになっているが、今後は名実ともに日本獣医師会の定款に基づく組織として位置づけ、

職域別の事業運営機関である部会に対応する学術分野別の学会活動運営機関として、日本獣医師会が行う公益目的事業として運営し、会計・経理も行うものとする。

- c 地区学会については、これまで同様に各地区を構成する地方獣医師会（地区獣医師会連合会）ごとに地区学会を組織し、各地方獣医師会による獣医学術の振興・普及を目的とする公益目的事業として運営し、日本獣医師会の学会事業との連携を確保することとする。
- d 地区大会についても、各地区を構成する地方獣医師会による獣医事の向上及びその普及・啓発等を目的とする公益目的事業として運営する。
- e 地区学会、地区獣医師大会とも開催担当地方獣医師会が主催し、主催する地方獣医師会が収支を計上するものとし、当該地区を構成する地方獣医師会が複数ある場合は主催する地方獣医師会以外の地方獣医師会の共催により行うものとする。

イ 以上、説明された内容について、質問等なく了承された。

(4) 新公益法人制度移行に向けての検討の指針

ア 大森専務理事から、資料に基づき以下の説明が行われた。

(ア) 本日配布した資料「新公益法人制度移行に当たって（移行対応の検討に当たっての指針など）」については、これまでの検討の集大成として獣医師会の視点から新公益法人制度移行対応についてまとめたものである。市販の参考資料等と併せ、是非活用願いたい。

(イ) 本部と支部の関係の考え方

- a 「本部と支部の関係の対応の考え方」については、指針において判り易く解説したが、新公益法人制度の移行を期に支部を単純に切り離すような対応をとることは、①獣医師会の組織基盤の強化、②獣医師会自体の公益性の確保、③課税上の課題の顕在化などの観点から、本部及び支部の双方にとってデメリットとなる。
- b 現状の本部と支部の関係を崩すことなく、組織内の合意形成と一体性の確保について準備を進められたい。
- c 本部と支部の関係についての一体性確保の基本は、①本部の規約等による支部組織と運営体制の位置づけの整備、②事業計画及び収支予算において本部の支部事業として計上すること、③支部から本部への支部事業の実施状況と会計・経理の報告及び本部における報告結果の集約・整理を行うこと等にある。
- d 支部の資産については支部の財産として本部の財産目録に計上することで対応し、支部独自の共益事業等について、何らかの工夫が必要な場合については、その事業についてのみ本部の事業と切り分け、任意団体等の活用等を検討することは可能である。

(ウ) 狂犬病予防対策関係事業の公益目的事業としての位置付け

a 「狂犬病予防推進事業の新公益法人制度移行に当たっての対応の要点や留意事項」については、指針において判り易く解説したが、狂犬病予防法に基づき実施しているものであり、公益事業に位置づけられるべきものである。しかしながら、法制定から60年を経て、公益法人制度改革の中で第三者委員会が事業の内容を認定するに当たり、あらためて公益目的事業であることの説明責任が我々に求められている。

b 公益目的事業としての要件適合のため、以下が求められる。

i まずは、各地方獣医師会の定款及び関係規程において規定する獣医師会の「目的と事業」が、公益目的事業を実施する法人として公益認定法第2条別表の1号から23号のいずれかを行う法人であること、具体的には公衆衛生の向上に相当する事業を行うことが説明でき、かつ、法人の行う推進事業がその目的であることを説明できること。

ii さらに、「公益認定等ガイドライン（内閣府公益認定等委員会）」が示したチェックポイントに即し点検し、各必要な要件に適合する旨を説明すること。

c 法に基づく狂犬病予防対策の推進に、獣医師専門職が不可欠であることのみをもって、このことだけで事業が獣医師会の公益目的事業であるとして説明するのは困難である。

d 自治体と当該自治体の管轄区域を活動の区域とする獣医師会との委任関係により地方獣医師会の推進事業として成立しているものであるとの説明が必要であり、その説明のよりどころとして、平成19年3月2日付けの厚生労働省局長通知及び課長通知は十分活用していただくということではないか。

e 説明のポイントは、狂犬病予防対策の地域における実施の責を有するのは自治体であるが、法の執行と効果の実施の確保を行う立場から、獣医師専門職を会員として有し、しかも獣医学術の振興・普及をはじめ、公衆衛生の向上を含む獣医事の向上を目的とし、また、県下一円を活動の区域とする獣医師会に関係事務を委任し、それに基づき公益法人獣医師会の事業として実施している、ということである。

f このことから、地方獣医師会における狂犬病予防推進事業は単に予防注射のみにとどまるものではなく、事業の名称・枠組みについても、「注射」に特化することなく普及啓発対策を含め予防対策として実施する。

g 定期予防注射の推進に当たっては、公益事業としての適性を確保する事を前提として、注射料金の引き下

げ等の努力を続けるべきである。

イ 以上、説明された内容について、質問等なく了承された。

(5) 新公益法人制度移行に向けての日本獣医師会の対応

ア 大森専務理事から、資料に基づき以下の説明が行われた。

a 日本動物保護管理協会との合併後1年間の事業実績を重ね、この間において公益認定申請に向けての組織、会計、事務事業運営についての環境整備を行った上で、平成23年度中を目途に公益認定申請に備える。(諸スケジュール等の対処については理事会において協議・決定する。)

b 公益法人制度移行に向け、総会の承認を経て定款の一部変更を検討していきたい。より幅広い公益活動を行うことを示すため、特に以下の内容について追加する。

i 獣医師その他動物医療従事者の人材育成の推進

ii 自然環境の保全への寄与

c 新たな定款に基づいて事業を整理・仕分けした上で、平成22年度から実施したい。

イ 以上、説明された内容について、質問等なく了承された。

(6) 特例社団・財団法人の移行認定・許可の申請・処分状況

ア 大森専務理事から、平成20年12月1日から22年2月1日までの特例民法法人の公益社団・財団法人への移行認定申請件数及び肯定処分件数、並びに一般社団・財団法人への移行認可申請件数及び肯定処分件数が紹介され、内閣府と都道府県を合わせた全体として当該機関における申請件数は現行の特例民法法人の2%程度に当たる487件であり、うち肯定処分件数は123件にとどまっていることが説明された。

イ 続いて、各都道府県別の状況が説明された。

2 平成21年度地区獣医師大会決議・要望事項等に対する対応の件

(1) 大森専務理事から、はじめに総括的な説明が行われた。

ア 新公益法人制度への移行に伴い、獣医師会の組織、事務事業の執行については、これまで以上に社会的要請に即し獣医療等の提供体制の着実な進展を期し、獣医師自らが高度専門職業人としての知識と技量を備えるとともに、職業倫理感をもって、各職域の獣医師が獣医師会活動に結束して当たることが求められる。

イ 獣医療の質の確保をはじめとする関係施策の実施については、本会において、これまで各地方獣医師会等からの要請を踏まえ、関係部会における検討を経

て、本会事業に逐次反映させ推進しており、制度的課題については、各関係省庁をはじめ行政機関・団体に要請し、その実現に努めてきている。

ウ 今回、平成21年度に開催された地区獣医師大会等において提示された決議要望事項等をいただいたが、その内容は、いずれもが、今日の獣医師及び獣医療の社会的役割を維持発展させる上で、われわれ獣医師自身においても自らが考え、積極果敢に取り組むべき課題であると認識している。

また、その現実に向けては、中には獣医師自身の意識改革を含め獣医師会組織をあげての結束の強化を要するものも少なくない。

エ いただいた決議要望事項のうち、制度的課題を含め、その多くは、昨年10月開催の平成21年度全国獣医師会会長会議において説明・協議したとおり、対処方針を整理の上、農林水産省をはじめ関係省庁、大学、関係団体に要請・提言するとともに、獣医師会活動に反映させるべき事項については、その旨を各地方獣医師会に通知し獣医師会における対処を依頼したところである。

オ 現在、国においては、①農林水産省において獣医療基本計画(第3次)の制定が、②文部科学省において獣医学教育改善・充実に向けての検討が、さらに、③環境省においては今後、改正動物愛護管理法の見直し等の対応が図られるが、各地区からの要請も含め、本会の政策提言と要望が今後国の動物医療関連政策に反映されることを期待しているところである。

カ 獣医師及び獣医療に対する社会的評価の基盤作りのためには、まずは国民的理解を得ることが先決であることから、3年前から地方獣医師会の参加をいただき、関係省庁の指導と関連業界団体・企業の多大な支援の下で「動物感謝デー in Japan」を開催し、広く獣医事等の向上を目的にその普及・啓発に努めているところであるが、本年度においても開催に向けて地方獣医師会各位におかれては、特段の支援と協力のほどをお願いしたい。

(2) 決議要望事項として提出された主要な課題に関し、本会の基本的考え方として、獣医師及び獣医療政策に関し本会が行った大きく5課題の政策提言事項について説明された。内容は以下のとおり。

ア 獣医学教育の改善・充実について

(ア) 全国16の獣医学系大学については、社会的期待、国際的通用性の観点から単独の学部体制としての整備。

(イ) 特に国立大学の小規模すぎる教育課程については、複数大学の合同・連携による共同獣医学部の設置、それがかなわない場合は再編統合。

(ウ) 愛媛県今治市の構造改革特区による獣医学部新設

については、獣医学教育の改善・充実に水を差し、また、特定大学法人への利益誘導に加担することにつながるものであり、受け入れるべきものではない。

イ 産業動物診療提供体制の整備・充実について

(ア) 獣医師の職域偏在是正のため、産業動物診療部門及び公務員獣医師部門への獣医師誘導対策（全国獣医師バンク構想、修学資金給付制度の拡充、特定職域就業優先入学枠などによる獣医系学生の就業誘導策）の整備・充実。

(イ) 産業動物部門及び公務部門に就業する獣医師の処遇改善。

- a 家畜共済事業運営の改善
- b 公務員獣医師の給与改善と保健所長等の管理職ポストへの積極登用
- c 都道府県の家畜衛生対策事業に従事する民間獣医師雇上げ予算単価の引き上げ

ウ 小動物診療提供体制の整備・充実について

(ア) 獣医師卒後臨床研修制度の実効の確保及び一次診療と二次診療（高度専門医療など）の地域ネットワーク体制の整備を都道府県計画へ位置づけた上での計画的整備の推進。

(イ) 獣医師と動物診療に係る専門技術者との連携確保による動物診療の質の確保・保証システム（動物診療チーム医療）の整備を推進するため、①獣医師の補助職として就業する動物看護職の技術・知識の高位平準化（民間の養成と資格認定の統一の実施など）と、②動物診療パラメディカル看護専門職としての国家資格制度化に向けた法整備の推進。

エ 狂犬病などの共通感染予防対策の徹底と家庭動物の個体識別の推進について

(ア) 狂犬病予防法に基づく狂犬病予防対策の推進に当たっては、国及び自治体の責任の下で獣医師会との連携を確保し、犬の登録と定期予防注射実施率の向上を図る。

(イ) 動物愛護管理法に基づく所有者責任の担保措置として、家庭動物に対するマイクロチップ個体識別の一層の普及・定着の推進。

オ 動物の福祉及び愛護施策の整備の推進

(3) 上記(2)の基本的考え方について、以下が補足された。

ア 平成24年からの北海道大学と帯広畜産大学による獣医学の共同教育課程の開始は、今後の獣医学教育改善の先駆けとなる動きとして期待したい。

イ 特区による大学獣医学部の新設の動きについては、先般山根会長から川端文部科学大臣に、本会としての意見を直接伝えたところである。

ウ 動物看護職については、関係各位の支援、努力によ

り昨年4月に一般社団法人日本動物看護職協会が設立され、一方では将来の国家資格制度化に向けた検討が進められている。今後とも本会はこの活動を支援する。

エ 人と動物の共生社会の構築は今後の獣医師会活動の旗印ともなる国民的課題である。国民生活の質の向上に寄与する家庭動物の飼育が推進されるよう本会の施策を推進するとともに関係機関への支援要請を継続したい。

(4) 平成21年度に各地区において開催された地区獣医師大会における決議要望事項の個別事項ごとの対応の考え方は、次の概要に示したところによることとしたい。

ア 日本獣医師会が主として対応する事項

(ア) 獣医学教育体制の整備・充実

a 本会の要請活動等を踏まえ、文部科学省における「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」が設置された。今後とも、関係者の連携を促進する仕組みを通じ再編による獣医学部体制への整備の必要性を提言する。

b 国際獣疫事務局（OIE）での獣医学教育に関する国際会議の開催等、国内外において獣医学教育の改善に向けての気運が高まってきている。

c 「特区」による大学獣医学部の新設の要望が、愛媛県及び今治市から数次に渡り提出されているが、そもそも獣医師の養成は、全国的観点から、質の確保及び需給政策と一体的に推進すべきものであり、「特区」にはなじむものではないこと等から、本件については規制官庁の適切な対応を求めた。

イ 日本獣医師会及び地方獣医師会がともに対応する事項

(ア) 獣医師需給対策の推進と処遇の改善

a 産業動物・家畜共済委員会及び家畜衛生委員会における検討をもとに、農林水産省に関連要請事項を提出するとともに、公衆衛生委員会における検討をもとに、公衆衛生分野の獣医師需給対策に関する要請事項を厚生労働省に提出した。

b 公務員獣医師の処遇改善については、多くの地方獣医師会において自治体の首長に対し働きかけを行った結果、一定の成果が認められた。

(イ) 家畜衛生対策の強化と畜産物の安全性の確保

a 関係部会における検討に基づいて要請事項を取りまとめ、農林水産省に対し、①家畜保健衛生所の組織及び機能の整備、②地方交付税交付金（家畜保健衛生費）の拡充・強化、③獣医師会及び民間獣医師との連携による地域家畜衛生対策の整備、④都道府県獣医師会を地域における自衛防疫の指導・実践のための中核的機関と位置付けての支援等について要請活動を行った。

b 診療獣医師向けの技術向上対策については、地方獣医師会の協力の下、「産業動物診療獣医師確保等対策

事業」により、関係資料・教材を作成し、監視伝染病等の重要感染症の診断技術、高度職業倫理に関しての診療獣医師に対する実地研修を獣医学系大学において実施した。

c 鳥インフルエンザ、牛白血病等個別の疾病への対応については、農林水産省からの通知を受けて、逐次地方獣医師会に情報提供を行うとともに、個別疾病の関係情報を取りまとめた総説等を日本獣医師会雑誌に掲載して普及啓発を行った。

d 畜産物の安全性の確保については、食の安全を担う産業動物臨床検討委員会における検討に基づいて要請事項を取りまとめ、農林水産省に対し、①生産農場管理獣医師の育成強化、②生産現場における HACCP 手法を利用した衛生管理の普及、③ HACCP 手法による畜産物の安全性の確保及び農場管理獣医師制に係る広報活動の推進等について要請活動を行った。

e 食の安全確保における獣医師の役割については、「動物感謝デー」を開催し、一般市民に対する広報を行った。

(ウ) 共通感染症対策の充実・強化

a 感染症法における動物衛生対策に係る獣医師の責務及び役割が明記されたこと等を受け、公衆衛生部会での検討を踏まえ、厚生労働省に対し、所要の要請を実施した。

b 狂犬病予防対策の徹底については獣医師会の立場を踏まえた上で、普及啓発対策についてもマスメディア等との連携・活用を含め可能な範囲で一般への広報に努めていきたい。

c 犬・猫の繁殖制限措置については、動物愛護の観点からも、行政当局と連携しつつ適切な推進を図る必要がある。

d 新公益法人制度移行に伴う狂犬病予防事業の公益目的事業としての位置づけ等については、関係自治体との連携の一層の確保とともに、管内の診療獣医師との結束の強化に努めていただきたい。

(エ) 獣医師及び動物医療の信頼の確保

a 本件については近畿・中国・四国地区の関係地方獣医師会会長に先日上京いただき、農林水産省に対し適切な指導・取締り体制の確保について要請を行ったところである。

b 近年、獣医療事故件数の増加傾向がみられ、獣医療の質の向上が求められていると考えている。

c 農林水産省において獣医療広告ガイドライン等が策定され、獣医療広告制限違反者に対する指導・取締り体制が整備されたところであり、地方獣医師会においては、他法令も含めた違反情報の把握、行政に対する情報提供等、獣医師会と行政の連携体制の一層の確保

をお願いする。

d 本会としても、新たな法規制が実効性を持って円滑に運営されるよう留意しながら、必要に応じ農林水産省に働きかけていく。

e 獣医師は社会的、公共的な性格を有する高度専門職としての自覚を持ち、自ら襟を正して職務に当たる必要がある。獣医師の職業倫理を確立するための倫理綱領が「獣医師の誓い—95年宣言」であり、本倫理綱領をはじめ獣医師の行動指針等のさらなる普及が求められる。

(オ) 動物看護職の国家資格制度の実現

a 農林水産省に対し、動物医療におけるチーム医療体制の整備に関する事項として、①動物看護職の人材養成と資格認定の統一化、②パラメディカル専門職の国家資格としての制度化について要請を行った。

b 小動物臨床部会の動物看護職制度あり方検討委員会において、①動物看護職の就業環境整備の方向、②動物看護職の高位平準化対策（民間養成・認定の統一的実施）、③動物医療のチーム医療体制の整備（パラメディカル専門職の公的資格制度化等）について検討を行っているところであり、検討結果に基づいて施策を推進していく。

(カ) 動物愛護管理対策、外来生物・野生動物対策、学校飼育動物対策の推進

a ①野生動物対策検討委員会における検討に基づき、環境省に対し、野生動物対策専門家の育成確保に関する要請活動を、②動物介在活動推進検討委員会における検討に基づき、環境省及び文部科学省等に対して動物介在諸活動（動物介在活動、動物介在療法、学校飼育動物支援活動を含む動物介在教育等）に係る施策の推進に関する要請活動を行うとともに、③動物愛護福祉対策検討委員会における今後の動物愛護（福祉）・管理施策の整備・充実に向けての検討の中間報告を環境省に提出した。

b 動管協との合併により、動物 ID 普及推進事業を含め、同協会の実施している動物愛護福祉関連事業を本会が継承のうえ、本会が実施する公益事業の柱の一つとして充実・発展させていくこととしているところであり、関係規程の見直し等の作業を進めている。今後とも、地方獣医師会のご協力をいただきながら獣医師会活動を通じての動物の福祉及び愛護精神の高揚等について推進に努めていきたい。

c 動物愛護管理法改正見直しへの対応を含む今後の動物愛護福祉施策の方向性については、新たに設置される予定の動物福祉・愛護部会の動物福祉・愛護委員会において検討を行い、また、野生動物対応については、野生動物対策検討委員会において、学校における動物

飼育支援活動については、学校動物飼育支援対策検討委員会において検討を行い、本会の施策に反映する。

(キ) 公益法人認定に向けての対応推進

- a 公益法人認定に当たっての課題と対応について、意見、疑問点等の照会があれば、職域総合部会及び学術部会等の関連委員会において検討・議論のうえ必要な情報及び対応策等をその都度フィードバックする。
- b 本件に関わる研修会等の開催については、要請に応じて本会の役職員の派遣、または公認会計士、公益法人協会講師、コンサルタント会社等専門家を紹介するので、相談いただきたい。
- c 今後とも公益認定要件等の点検整備に努めていただきたい。
- d 第66回通常総会において承認された動管協との合併後の定款案では会員の資格を①一般社団法人である都道府県獣医師会及び②一般社団法人である政令市獣医師会としているが、これは旧来の社団法人を一般法人法に基づく広義の一般社団法人と読み替えたにすぎず、新たな会員組織体制を前提としているものではない。
- e 今後、本会が公益認定申請に当たって機関設計及び定款等を見直す中で、関連三法の規定及び会員の意見及び動向等を踏まえつつ獣医師会組織の充実・強化につながる会員組織体制を理事会等の場で協議検討していくこととなるが、これまでの日本獣医師会組織の維持発展を行ってきた経過から、現状のいわゆる団体会員制の基本を崩すことは、現状では念頭でない。
- f 今後とも地方獣医師会と問題意識を共有し、個別の対応課題については、関係部会において協議・検討のうえ、解決を図っていきたい。

ウ その他事項

(ア) 畜産振興対策への支援

- a 畜産振興対策については、新政権において予算措置が図られるが、今後の方針等については不明確な点が多い。本会としても中央畜産関係団体と連携を強めながら、ともに引き続き政府支援を含め対策の強化を求めている。
- b 獣医師の立場からの畜産経営の発展への支援については、産業動物臨床部会において検討され、生産者と消費者の要求に応えられる獣医療提供の在り方等について様々な指摘がなされた。
- c 本会としては、動物感謝デー等の機会をとらえて、食糧自給におけるわが国の畜産振興の重要性とそれを支える獣医師の役割に関する広報を行い、この分野に貢献する獣医師の活動を支援する。

(イ) 各種予防注射の副反応への対応

- a ワクチンについては、国においてその有効性と安全

性に係る検定が行われているが、一方でその副反応の報告が獣医師に義務付けられている。

- b 安全で有効なワクチンの使用につなげるためにも、獣医師による積極的な対応が必要であり、地方獣医師会におかれては、関係構成獣医師に対し、副作用報告の励行について指導願いたい。
- c 副反応の原因が多岐にわたり、また原因究明が困難であることを考慮すると、どのような方法で補償を行うのが合理的であるかを様々な立場から十分に検討する必要がある。今後関係部会において製造メーカー等の対応状況について意見を聴しつつ関係者による検討の機会を持つこととしたい。

(ウ) 建築基準法の改正

- a 建築基準法においては、同法第48条において第一種・第二種低層住居専用地域とされた地域においては、住宅等の特定の建築物以外の建築物については建築してはならないとされている。
- b 飼育動物診療施設は、建築可能とされる特定の建築物として特定されていないことから、同地域における飼育動物診療施設の建築は一般的には認められてはいないが、現行の建築基準法の規制においては、ただし書きの規定により、「特定行政庁（都道府県知事又は建築主事を置く市町村の首長）が良好な住居環境を害するおそれがないと認めて許可した場合」の特認規定がある。住宅専用地域内における飼育動物診療施設の建築を求めるに当たっては、地域住民の理解を得た上で、当該規定の適用を求める個別対応により措置することでの対応は可能である。
- c 同地域内において飼育動物診療施設の建築を一般的に行えるようにするためには、建築基準法の改正が必要となるが、一方で、小動物医療提供の現状は、診療施設の新規開設の継続的増加、地域による診療施設の過剰配置傾向の顕在化がみられることや往診診療者については開設に当たっての要件が簡素化されているとの事情を踏まえる必要があり、法改正による一般的制限解除は、需給関係の悪化による診療の質の低下の要因につながる恐れがあり、適正診療提供確保の観点から慎重を期す必要がある。

(エ) 飼い主が獣医師の指示に基づき、自宅において自己が所有する家庭動物に行う診療行為の範囲

- a 本件については、自己所有動物に対する非獣医師による診療の行為の適用についての法令上の扱いと、それを越えた動物の福祉の観点に立った扱いと二つに分けて検討する必要があると考える。
- b 「財産権」は国民に均しい基本的権利であり、これを侵すことはできないことから、特別法である獣医師法

が優先されることにはならないが、「財産権の行使」として無制限に許される訳ではなく公共の福祉への適格が求められるものである。

c 動物の福祉の観点からみた場合、動物愛護管理法においては、愛護動物に対する「虐待の禁止」が規定されているが、自己所有物に対する診療の行為は一般的には「虐待の行為」に直接的に結びつくとは一概には言えない。

d 法令上の扱いは以上のとおりと考えるが、本件は、ひとえに飼育者において家庭動物の存在をどのように考えるか、個々の飼育者の判断に基本的にはゆだねざるを得ないことであり、一様に基準なるものを策定すること自体、その適否を含め容易ではない。

(5) 説明内容に対し、以下の質疑応答が行われた。

ア 今後の会員資格について、「一般社団法人に移行する地方獣医師会があった場合、その会員資格はどうなるのか。」と質問され、「合併後の平成22年4月から効力を有する本会の新たな定款での規定は、会員資格を一般社団法人と表記しているが、これは現在の特例社団法人は一般社団法人の一形態であることを踏まえて表記したものにすぎない。従って、ベースは一般社団法人として押さえたが、各会員ともに公益認定を目指すとしたところであり、今後、移行期間における対応状況等の推移を見たうえで話となるものと考えて。」旨回答された。

イ 獣医学教育の改善に係り、「共同学部の設置等をうたっているが、もともと再編・整備ありきではなかったのか」と質問され、「現行大学の再編を目指す先は変わらないが、昨年から複数大学による共同学部の設置が認められることとなったこと等の周辺の諸事情を鑑み、まずは取り組み可能な形として共同学部の設置を検討しているものである。他大学についても、獣医学部を持たない私立大学等も巻き込んだ新たな連携の動きも出てきている。」と回答された。

ウ 「日本獣医師会の本質は学術団体である。そこに動物協が吸収されるのであれば、今後は動物の福祉・愛護に係る事業の中で、単なる適正飼養、個体識別の普及等にとどまらない活動（動物行動学や人の高齢化社会や動物の長寿命化に対応した動物飼育の在り方、ヒューマン・アニマル・ボンドの視点からの研究活動や啓発活動等）を進めてこそ、日本獣医師会が行う動物福祉・愛護部会の活動にふさわしいのではないか。」との意見が出され、「今後部会委員会等で検討し、国民の理解を深められるよう活動の推進を図りたい。」と回答された。

エ 「先般の「特区」に係るNHKのテレビ番組で、偏向した主張の下での編集が行われたとも感じられるような、獣医師会があたかも頑なな権利擁護団体としての

活動をしているように視聴者に感じさせる部分があり大変心外であったが、何か対応は取られたのか。事前に放映内容を確認することはできなかったのか。」と質問され、「テレビ番組については、取材の申し入れがあり、1時間のビデオ収録が行われたが、放映はわずか2分程度。最初から一定のシナリオがあり、シナリオに沿った都合に左右されるのがテレビ取材の常である。これは判っていたことであるし、また通例、取材相手に対する事前の放映内容確認は行われぬ。本来、公平な立場での報道がなされるべきであり、番組の内容に対しては放映後に当方の意見は述べたが、このようなことを恐れてはじめてから取材を拒否することは得策ではないので、今後も折に触れ、我々の考え方を地道に説明し、広く理解を得る努力を続けることが大切である」と回答された。

3 平成22年度以降の学会年次大会開催計画の件

(1) 大森専務理事から平成22年度移行の学会年次大会の開催計画について以下のとおり説明された。

ア 平成22年度

(ア) 開催形式：岐阜県獣医師会委託開催形式による岐阜市開催

(イ) 開催主体等：日本獣医師会主催、岐阜県獣医師会共催、中部獣医師会連合会協力

(ウ) 開催期日：平成23年2月11日(金・祝)～13日(日)

(エ) 開催場所：長良川国際会議場及び岐阜都ホテル

イ 平成23年度

(ア) 開催形式：北海道獣医師会委託開催形式による札幌市開催

(イ) 開催主体等：日本獣医師会主催、北海道獣医師会共催

(ウ) 開催期日：平成24年2月3日(金)～5日(日)

(エ) 開催場所：札幌コンベンションセンター

ウ 平成24年度

(ア) 開催形式：大阪市獣医師会委託開催形式による大阪市開催

(イ) 開催主体等：日本獣医師会主催、大阪市獣医師会共催、近畿地区連合獣医師会協力

(ウ) 開催期日：平成25年2月9日(土)～11日(月・祝)

(エ) 開催場所：(未定)

(2) 山根会長から、上記による学会年次大会の開催について協力が依頼された。

VI まとめ：

議事内容については、協議のうえすべて了承され、会議を終了した。